

下野市都市計画 マスタープラン

進捗状況のとりまとめ

下野市都市計画課



はじめに

本資料は、下野市都市計画マスタープラン（目標年次：令和7年度）について、次の項目に焦点を当て、令和3年度末までの取組・検証・今後に向けて等を取りまとめたものです。同プラン概要パンフレットの項目ごとに整理しています。

この取りまとめを令和4～7年度までの取組の参考にしていきます。

I. 地域特性を活かしたまちづくりの基本方針（地域別構想）

1. 南河内東部地域
2. 南河内西部地域
3. 石橋北部地域
4. 石橋南部地域
5. 国分寺東部地域
6. 国分寺西部地域

II. まちづくりを実現するために（実現方策、優先取組）

1. 「都市核」形成に向けた取組
2. JR3駅周辺におけるコンパクトシティ形成に向けた取組
3. 産業誘導エリアの実現に向けた取組

I. 地域特性を活かしたまちづくりの基本方針(地域別構想)

1. 南河内東部地域

(1)仁良川地区の区画整理事業による住宅地形成と、定住の場として選ばれるまちづくりを進めます。

仮換地指定に伴う支障物件の移転補償、都市計画道路や区画道路の築造・舗装工事、宅地造成等を進めています。

令和3年度末時点の進捗率、平成18年の下野市発足から令和3年度末までの事業区域内全体(仁良川・田中・下坪山)の世帯数の推移は次のとおりです。道路整備と並行して上下水道等のインフラ整備を進めてきたことが世帯数の増加に影響を与えていると考えます。

- ・総事業費ベース進捗率 81.35%
- ・道路等公共施設整備率 83.24%
- ・事業区域内全体の住民基本台帳世帯数の推移 H18 772世帯
R3 1,590世帯

道路は上下水道等のインフラ整備と並行して整備していますが、整備範囲が主要地方道栃木二宮線沿線に絞られてくることから、関係機関と調整を図り事業を推進する必要があります。

(2)西坪山工業団地・下坪山工業団地周辺において、新4号国道を活かした新たな産業団地の形成を図ります。

西坪山工業団地東地区を新たな産業団地開発地区として、令和元年度に栃木県知事あて産業団地整備に関する要望書を提出しました。

その結果、令和2年度に事業採択、事業主体が決定されました。また、法手続きとして令和2年度に市街化区域編入の都市計画決定、令和3年度に開発許可を得ました。

令和6年度の工事完成に向け、令和4年度末からは予約分譲募集を開始し、早期の分譲完売を目指していきます。

- ・事業主体：栃木県土地開発公社
- ・開発面積：33.3ha
- ・都市計画：市街化区域、工業専用地域（令和3年3月30日決定）
- ・名称：しもつけ産業団地

(3)既存の集落と仁良川地区などを結ぶ移動環境の充実を図ります。

デマンド交通について、より快適で利便性の高い公共交通とするため、令和3年4月に運行形態の大幅な変更を行い、旧町エリアを跨ぐ際の乗り継ぎを廃止し、運行エリアを一体化するとともに、県内初の取組となるAI（人工知能）を活用した配車システムを導入し、リアルタイム配車を可能とすることで、時間内であればいつでも利用可能としました。

デマンド交通の利用状況

R3年度年間利用者数 26,603人 前年度比約1.4倍増

R3年度新規登録者数 602人 前年度比約3.7倍増

公共交通サービスについては、既存サービスの利便性の向上と効率化を図りながら、新たな巡回バスや定期路線バスなどの必要性についても検討を進め、さらなる充実を目指します。

また、しもつけ産業団地の整備に関連し、県と連携しながら一般県道結城石橋線と同団地南側市道の道路改良事業に着手しました。しもつけ産業団地及び県道の整備スケジュールに合わせて、市道の整備を進めていきます。

(4)ふれあい館、三王山ふれあい公園などを活かした交流や地域の活性化を図るとともに、道の駅しもつけの連携を図ります。

①ふれあい館

平成27年度から（株）道の駅しもつけが指定管理者となり、民間活力によりサービスを提供しています。さらなる利用者ニーズを把握し、自主事業の充実を図っていきます。

- ・利用者数

H29：89,093人、H30：106,973人、R1：69,603人

R 2 : 60,247 人、R 3 : 56,644 人

(令和元年度に大規模改修工事、令和 2 年 3 月～3 年度は、新型コロナウイルスの影響で臨時休館・一部利用制限等を実施し、利用者が減少しました。)

②三王山ふれあい公園

平成 30 年 3 月にオープンし 10 万㎡を超える公園に加え、オートキャンプ場及びドッグラン等の施設を整備したことにより、施設利用者数はここ 5 年間で 2 万人を超えています。公園及び施設の管理については、(株)道の駅しもつけが指定管理者となり、民間活力により運営しています。また、令和元年 7 月には古墳の森デッキサイトがオープン、グランピングができるスペースを確保し、施設利用の促進を図っています。さらなる利用者ニーズを把握し、自主事業の充実を図っていきます。

利用件数

・オートキャンプ場利用者数

H29 : 6,294 人、H30 : 5,897 人、R 1 : 6,553 人

R 2 : 1,861 人、R 3 : 2,107 人

・ドッグラン利用頭数

H29 : 4,272 頭、H30 : 7,720 頭、R 1 : 9,603 頭

R 2 : 6,835 頭、R 3 : 8,134 頭

(令和 2～3 年度は、新型コロナウイルスの拡大防止のため、利用中止や利用制限等の影響から利用者が減少しました。)

③東の飛鳥シールラリー等

令和 3 年度、公共施設(道の駅・ふれあい館・大松山公園・グリムの館・オアシスポップ館・風土記の丘資料館・夜明け前)を拠点に三王山古墳など市内の文化財や観光スポットを周遊する「東の飛鳥シールラリー」を開催しました。

道の駅を拠点に、周辺の文化財スポットの周遊を促すため、下野薬師寺歴史館と連携した取り組みについても検討します。

(5)三王山古墳の保全と、別処山公園や東根供養塔などの地域の固有の資源の活用を図ります。

①ストリートミュージアム

平成 29 年度において、市内のしもつけ古墳群のガイドシステムとしてストリートミュージアムを導入しました。

・ストリートミュージアム利用者数累計 (R3 年度末時点) : 14,878 回

②れきぶんマップ

令和元年度には、下野市の歴史的特性である「東の飛鳥」によるまちづくりを進めるため、市内の歴史と文化財の情報を集約した「れきぶんマップ」を制作しました。道の駅しもつけ、下野薬師寺歴史館、しもつけ風土記の丘資料館、三王山ふれあい公園、グリムの館など市の主要施設で配布しています。

- ・作製：年間 3,000 部

(6)田園集落の維持を図るとともに、広々とした田園環境や平地林などの保全と活用を図ります。

田園集落の維持を図るため、平成27年度より、次の3地区を都市計画法第34条11号に基づく住宅立地基準緩和の区域に指定しています。すべて、浸水想定区域の浸水深50cm以下の地区です。

三王山（鯉沼）地区

三王山・谷地賀地区

上坪山・下坪山（的場）地区の3地区の合計44.8haで、

平成27年度当初指定から令和3年度末までの実績と吉田地区全体の人口の推移は次のとおりです。田園集落の維持、地域コミュニティの維持と活力づくりには効果が低かったと考えます。

三王山（鯉沼）地区 0件

三王山・谷地賀地区 2件

上坪山・下坪山（的場）地区 0件

吉田地区全体の人口の推移 H27 3,275人 → R3 2,911人

南河内東部地域は浸水想定区域が大部分を占めることから、当面は現行どおりの区域指定とします。

2. 南河内西部地域

(1)自治医大駅周辺において、本市の強みである医療が充実した環境が整っていることから、都市核として、また県内における高度医療の中心として、超高齢化社会でも安心、便利に暮らせる定住の場としてのまちづくりを進めます。

令和3年3月に市役所敷地が市街化区域に編入されたことを契機として、令和3年度より本格的に都市核形成に向けた検討にあたりました。

自治医大駅周辺への事業者の立地ニーズは高いと考えられます。まちづくりでの連携について自治医科大学に働きかけるとともに、市役所周辺の計画的土地利用の誘導と併せ、JR駅周辺、自治医科大学の立地、充実した医療、比較的災害の少ない台地であるなどの強みを活かしたまちづくりについて、関係者と丁寧なコミュニケーションを取りながら、より具体的にかつ積極的に取り組んでいきます。

(2)道の駅しもつけを活かした交流や地域活性化を図ります。

道の駅しもつけは開業10周年を迎え、利便性の向上と集客力を強化すべく次のリニューアルを実施中です。

- ・駐車場の拡張整備事業
- ・交流施設の改装
- ・遊具等の充実
- ・スターバックスコーヒーの設置による集客力の強化

新型コロナウイルスの拡大による影響を受けながらも、新規の投資により来場者数など最小限の減少となりました。交流の拠点、休憩施設としての機能を維持できました。

施設や設備の老朽化に対して、今後の更新計画を策定し機能維持を図っていきます。

また、駐車場拡張で混雑時の機能低下が解消されたことにより、交流拠点としてさらにソフト事業を充実させていきます。

(3)国指定史跡下野薬師寺跡などの貴重な歴史文化遺産を活かした地域の活性化と魅力づくりを進めます。

薬師寺地区の史跡と一体となったより良い街なみを形成するため、街並み景観形成事業（国庫補助）の採択に取り組み、令和4～8年度の事業として採択されました。令和4年度において、基本構想を策定します。同構想では、史跡周辺整備、街なみ整備、薬師寺跡周辺道路の美装化を検討し、史跡を歩いて巡ることができるなど、魅力ある景観まちづくりを進めます。

下野薬師寺跡保存整備事業では、令和4年度にて民有地の公有化、第3期整備基本設計の策定を進めています。今後、伽藍地北～北東部（復元回廊の北～旧安国寺本堂の北側）の整備と金堂跡の基壇整備や解説板の設置などを進めていきます。また、整備から約20年が経過した第1期整備地区では、案内看板の老朽化や回廊基壇盛土の風化などの改修も併せて進めていきます。

3. 石橋北部地域

(1)下古山地区や既成市街地において、石橋総合病院等の医療環境や、石橋駅・宇都宮方面に近いことなどかを活かした便利で住みよい定住の場づくりを進めます。

石橋総合病院の下古山地区への移転に併せ、平成27年度から令和元年度にかけて同院へのアクセス道路を整備しました。同院へのアクセス道路がバリアフリー化されました。

今後も定住の場として選ばれるよう、その魅力を維持していきます。

(2)北関東自動車道スマート IC 設置と、その周辺における産業系の土地利用誘導による新たな活性化の拠点づくりを進めます。

①スマート IC 設置

スマート IC 整備の令和3年度末の進捗は、用地取得率が97.4%（面積ベース）です。周辺道路の交通規制や安全対策について関係機関と十分検討を行い、事故等のトラブルが無いよう工事を進め、令和7年度以降の供用開始を目指します。

事業期間 H30～R7（当初H30～R4を延伸）

H30 連結許可、取付道路詳細設計

H31 用地測量、補償算定、詳細設計（ネクスコ発注）

R 2 詳細設計（ネクスコ発注）、用地取得

R 3 用地取得 調整池築造工事 地区協議会の開催

②主要地方道羽生田上蒲生線

（主）羽生田上蒲生線は、隣接する壬生町の六美町北部土地区画整理事業地内の大型商業施設の開店に伴う交通量の増加のため、渋滞が悪化しており、トラックなどの輸送への影響も発生している状況です。特に、姿川の関沢橋が2車線であることから交通渋滞が発生しており、その解消を図るため、県が橋梁架け替えを含めた道路改良事業に着手しました。

本市と壬生町との連携強化及び道路交通の円滑化を一層推進するための地域連携道路網の整備について検討していきます。また、（主）羽生田上蒲生線は、県の事業に対する支援を行い、道路改良事業の進捗を図ります。

③スマート IC 周辺における産業系土地利用誘導

スマート IC 周辺の土地利用誘導については、具体的な検討には至っていません。IC 周辺は農業振興地域内の農用地が大部分を占めるため、現況では IC を活かした土地利用への転換は困難です。

しもつけ産業団地の仮分譲完了を前提に、国道 4 号沿道の土地利用を含め、産業系土地利用誘導に向け検討を進めます。

(3)都市核や宇都宮方面を結ぶ都市計画道路や、スマート IC 周辺の道路整備を進めます。

石橋総合病院へのアクセス機能の向上を図るため、都市再生整備計画事業「石橋駅周辺地区」に基づき、都市計画道路北城通りの延長 60mを整備しました。都市再生整備計画事業に引き続き、北城通りの整備事業(計画延長 640m)を進めています。用地の取得に時間を要している状況です。

(4)姿川以西の田園集落の維持を図るとともに、石橋駅周辺市街地などへの移動環境の充実を図ります。

①田園集落の維持

田園集落の維持を図るため、平成 27 年度より、次の 2 地区を都市計画法第 34 条 11 号に基づく住宅立地基準緩和の区域に指定しています。

下長田 地区

上 台 地区 の 2 地区の合計 34.2 ha

平成 27 年度当初指定から令和 3 年度末までの実績と旧大字別人口の推移は次のとおりです。地域コミュニティの維持と活力づくりには効果が低かったと考えます。

下長田地区	9 件	H27	437 人	→	R3	407 人
-------	-----	-----	-------	---	----	-------

上 台地区	0 件		280 人	→		241 人
-------	-----	--	-------	---	--	-------

当面は現行どおりの区域指定とします。

②移動環境の充実

デマンド交通

1. 南河内東部地域 (3) に同じ

(5)きらら館、グリムの森、児山城跡などを活かした活性化と魅力づくりを図るとともに、市街地から利用しやすい環境づくりを図ります。

①きらら館

トレーニング事業に特化した施設づくりを目的に平成29年度より指定管理者制度を導入し、民間活力によりサービスを提供しています。また、令和元年10月1日付で厚生労働省より指定運動療法施設として認定されました。

きらら館の利用者数

H29：47,640人、H30：49,738人、R1：40,739人

R2：28,650人、R3：34,789人

(令和2年3月から令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で臨時休館・一部利用制限等を実施し利用者が減少しました。)

きらら館は運動習慣の定着による健康寿命の延伸を目指し、指定管理者と連携しながら自主事業の充実を図ります。

②グリムの森

平成29年度において「お菓子の家」及びボランティア活動支援施設を新設しました。また、令和元年度にグリムの館を調査診断し改善保全計画を策定、令和2年度には屋根・天井・空調・電気設備等を改修、令和3年度はエレベーター等を改修しました。

③児山城跡

平成28年度～令和2年度に児山城の実態解明のための発掘調査を実施しました。

H28 主郭部、土塁及び堀の調査

H29 主郭部東側の平場

H30 主郭部南東の平場及び堀の調査

R1 主郭部南西平場及び堀の調査

R2 主郭部西の入口の調査

児山城については、昭和36年に県の史跡に指定されたものの、文献がほとんど残っておらず、実態が不明でした。今回の調査によって、児山城の実態の一端を解き明かすことができました。

主郭部とは城・館の中心部のことで、児山城の場合は東側と西側に副郭があります。また、測量により周辺に土塁や堀跡の痕跡が確認され、現在残っている児山城の範囲よりもかなり広大な城であったことも判明しました。

今回の発掘調査成果を基に、周辺環境の保全について、働きかけを行っていきます。

4. 石橋南部地域

(1)石橋駅周辺において、文教施設、医療施設、店舗などの集積を活かした便利で暮らしやすい定住の場としてのまちづくりを進めます。

令和3年度において、石橋駅周辺における事業者立地ニーズを調査しました。調査結果では、駅周辺にまとまった土地があれば事業者や住宅が立地する可能性があることが分かりました。令和4年度では、石橋駅前の地元住民や地権者との勉強会を開催し、まちづくりへの機運を高めていきます。

(2)石橋第三工業団地を活かした産業の活力づくりを図ります。

石橋第一～第三工業団地を都市計画法に基づく特別工業地区として定めています。石橋第三工業団地は31.3haです。

石橋第三工業団地に隣接した工業地域の未利用地は、国道4号線に隣接するなど優れた交通環境を有することから、企業からの立地相談があり、新規企業による立地需要は見込まれます。広域的な産業系の土地利用を推進します。

(3)姿川以西の田園集落の維持を図るとともに、石橋駅周辺市街地などへの移動環境の充実を図ります。

田園集落の維持を図るため、平成27年度より、次の2地区を都市計画法第34条11号に基づく住宅立地基準緩和の区域に指定しています。

細谷地区

橋本地区 の2地区の合計27.6ha

平成27年度当初指定から令和3年度末までの実績と旧大字別人口の推移は次のとおりです。細谷地区のみ、地域コミュニティの維持と活力づくりに効果があったと考えます。

細谷地区	15件	226人	→	250人
橋本地区	2件	334人	→	308人

当面は現行どおりの区域指定とします。

②移動環境の充実

デマンド交通

1. 南河内東部地域 (3) に同じ

(4)空き施設や跡地などを有効活用した安全・安心な居住環境づくりを進めます。

都市構造再編集中支援事業の補助を活用し、石橋駅西口地区を計画区域として設定のうえ、石橋総合病院跡地への複合施設整備、石橋庁舎跡地への交流広場整備、老朽化した公共施設の建替・複合化を進めました。

- ・事業期間：令和2年度～令和6年度
- ・石橋総合病院跡地への公民館及び児童館複合施設整備
令和4年12月オープン
- ・石橋庁舎跡地への交流広場整備
石橋にぎわい広場 令和3年4月オープン

(5)全市的なスポーツの拠点である大松山公園、姿川アメニティパーク、国道352号線沿いの都市農村交流施設を活かした交流や活力づくりを図ります。

①大松山運動公園

令和元年度に拡張整備が終了し、陸上競技場及び多目的広場がオープンしました。なお、プールは、施設の老朽化や利用者減少が著しく、運営コストが課題となっていたため、令和2年度末で供用を終了しました。廃止したプール跡地について、公園全体の魅力向上や効率的な維持管理が図れるような活用法について民間活力を含めたうえで検討していきます。

大松山運動公園の利用件数

- ・多目的 R29～R30 拡張整備により利用なし
R1：783件、R2：765件、R3：654件
- ・陸上競技場 R29～R30 拡張整備により利用なし
R1：489件、R2：3,519件、R3：2,483件
- ・テニスコート R29：3,829件、R30：3,587件、R1：3,896件

R2 : 3,349 件、R3 : 2,954 件

・プール R29 : 7,848 件、R30 : 9,385 件、R1 : 10,302 件

R2 : 中止、R3 : 供用終了

②姿川アメニティパーク

業務委託により樹木等を適正に管理し、遊具については毎年度遊具点検を行うことで、住民の方が快適で安全に公園を利用できる環境づくりに努めました。

地元のボランティア団体による美化活動が行われており、地域の交流の場となっています。

今後も、地域の方が快適で安全に公園を利用できる環境を維持し、地域の交流の拠点として活用されるよう管理を継続していきます。

③都市農村交流施設（ゆうがおパーク）

ゆうがおパークは、平成 27 年度より、国道 352 号線の姿橋東側に、地域資源を活用した都市と農村の交流及び 6 次産業化の拠点として建設を進め、平成 29 年 4 月にオープンしました。

農産物直売所、レストラン、公園、芝生広場、ドッグラン、集会等に使用できる研修室等があります。

5. 国分寺東部地域

(1)小金井駅周辺において、生活を支える機能の充実を図るとともに、首都圏への通勤利便性に優れた特性を活かした定住促進を図ります。

令和3年度において、小金井駅周辺における事業者立地ニーズを調査しました。調査結果では、駅周辺にまとまった土地があれば事業者や住宅が立地する可能性があることが分かりました。

駅東地区は昭和46～52年にかけて施行された区画整理で、施工後約50年が経過しています。そのため、道路、公園、教育・福祉施設の老朽化が進んでいます。

令和4年度では、小金井駅前の地元住民や地権者との勉強会を開催し、まちづくりへの機運を高めます。

駅東地区の老朽化した施設の長寿命化や更新に向け検討を進めます。

(2)駅から近いエリアに、柴公園、けんこう広場、友愛館などの交流施設が集まっている特性を活かし、コンパクトで暮らしやすい市街地づくりを図ります。

①柴公園、けんこう広場

業務委託により樹木等を適正に管理し、遊具については毎年度遊具点検を行うことで、住民の方が快適で安全に公園を利用できる環境づくりに努めました。

グラウンドゴルフや地元のイベントで利用がありました。

地域の方が快適で安全に公園を利用できる環境を維持し、地域の交流の拠点として活用されるよう管理を継続していきます。

②コミュニティセンター友愛館

地元コミュニティ推進協議会が指定管理者であり、けんこう広場も活用したマルシェ・凧揚げ・グラウンドゴルフ大会のほか、餅つき・卓球大会・七夕交流会・自主上映会など様々な地域活動が行われました。交流のきっかけの場となる「コミュニティスペース」を提供することで、人と人とを結び付け、持続可能なまちづくりを推進します。

友愛館利用者数

H29：16,442人、H30：16,330人、R1：13,766人

R2 : 7,288 人、R3 : 9,378 人

(3)新4号国道・柴工業団地周辺における産業系の土地利用の誘導を図ります。

付近にしもつけ産業団地を造成中です。また、同団地の整備により、新4号国道周辺における広域的な交通ネットワークを活かした新たな工業系の土地利用の誘導を検討します。

(4)既存集落において、都市核や小金井駅周辺市街地などへの移動環境の充実を図ります。

デマンド交通

1. 南河内東部地域 (3) に同じ

6. 国分寺西部地域

(1)市役所庁舎及び自治医大駅周辺市街地が一体となった市全体のまちづくりの中心をなす都市核の形成を図るとともに、交通利便性を活かした国道4号線沿道の計画的な土地利用を図ります。

市役所庁舎周辺の計画的な市街地形成を目指すにあたって、民間事業者の立地ニーズを把握するとともに、今後の取組の方向性を整理するため、令和3年度において可能性調査を行いました。

調査結果では、自治医大駅周辺への民間事業者の立地ニーズが最も高く、石橋駅・小金井駅においても立地ニーズを確認することができました。しかしながら、市街化区域への編入については、小山栃木都市計画区域全体で人口が減少していること等から、かなりの困難性が伴うことが想定されます。

計画的な土地利用を進めるには、地権者や地域住民等の地元ニーズを十分に踏まえる必要があります。そのため、勉強会を開催する等により地元とのコミュニケーションを図り、地元意向を踏まえた当該地域の方向性の検討を行います。

(2)小金井駅周辺市街地において、首都圏への通勤利便性に優れた特性や、小金井中央病院等の医療施設、公共施設、店舗などの集積を活かした便利で暮らしやすい定住の場としてのまちづくりを進めます。

令和3年度において、小金井駅周辺における事業者立地ニーズを調査しました。調査結果では、駅周辺にまとまった土地があれば事業者や住宅が立地する可能性があることが分かりました。令和4年度では、小金井駅前の地元住民や地権者との勉強会を開催し、まちづくりへの機運を高めます。

(3)姿川以西の集落の維持を図るとともに、都市核や小金井駅周辺市街地などへの移動環境の充実を図ります。

田園集落の維持を図るため、平成27年度より、次の3地区を都市計画法第34条11号に基づく住宅立地基準緩和の区域に指定しています。

箕輪地区

国分寺地区

川中子（川西）・国分寺（南国分） の3地区の合計 71.3 ha

平成27年度当初指定から令和3年度末までの実績と旧大字別人口の推移は次のとおりです。地域コミュニティの維持と活力づくりへの効果は低かったと考えます。

箕輪地区 5件

H27 352人 → R3 376人（H29に定員29人の老人ホーム新規立地）

国分寺地区 3件

761人 → 679人

川中子（川西）・国分寺（南国分） 0件

（川中子は広域にわたるため集計しない）

当面は現行どおりの区域指定とします。

(4) ゆうゆう館、国分寺運動公園、蔓巻公園などを活かした交流・活性化や魅力づくりを図るとともに、市街地から利用しやすい環境づくりを図ります。

① ゆうゆう館

平成30年度から社会福祉法人下野市社会福祉協議会が指定管理者となり、民間活力によりサービスを提供しています。地域住民の交流及び活性化の拠点とするためニーズに合った自主事業の充実を図ります。

利用者数

H30年：148,341人、R1年：155,670人、R2年：68,438人

R3年：85,535人

（令和2年3月から令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で臨時休館・一部利用制限等を実施し利用者が減少しました。）

② 蔓巻公園

業務委託により樹木等を適正に管理し、遊具については毎年度遊具点検を行うことで、住民の方が快適で安全に公園を利用できる環境づくりに努めました。市内外から写真撮影に訪れる方や幼稚園が園外保育に来園してくれました。地域の方が快適で安全に公園を利用できる環境を維持し、地域の交流の拠点として活用されるよう管理を継続していきます。

オートキャンプ場利用者数

H29：6,168人、H30：5,001人、R1：4,515人

R2：2,217人、R3：2,210人

（令和2年度から令和3年度は、新型コロナウイルスの拡大防止のため、利用

中止や利用制限等の影響から利用者が減少しました。)

(5)国指定史跡下野国分寺跡・国分尼寺跡、天平の丘公園を活かした広域的な交流や活力づくりを図ります。

①下野国分寺跡・国分尼寺跡

平成30年～令和2年度にかけ、天平の丘公園周辺文化財のガイダンス施設であるしもつけ風土記の丘資料館の展示リニューアルを実施し、令和3年5月リニューアルオープンしました。また、史跡下野国分尼寺跡の第2期整備工事を実施し、令和4年4月に公開しました。

しもつけ風土記の丘資料館については開館40年近くが経過しており、リニューアルによって、周辺文化財の情報の充実を図ることができました。引き続き周辺文化財の情報発信に努め、利用者の利便性の向上を図っていきます。

・市内外（日光市・鹿沼市・塩谷町、芳賀郡の各市町、宇都宮市の一部など）

の小学6年生の来館：令和4年4月～9月で26校

・新型感染症前の年間来場者数：約20,000人

（令和4年度は8月の1か月で1,000人を超える入館者がありました）

②天平の丘公園

平成30年度策定の「下野市歴史的風致維持向上計画」に基づく天平の丘公園再整備事業において、令和元年度に「天平の丘公園再整備基本構想」、令和2年度に「天平の丘公園再整備基本計画」を策定しました。令和3～7年度までの5か年において、社会資本整備総合交付金を活用し整備を実施します。

令和3年度、西駐車場に区画線設置のための測量設計や快適な歩行空間確保のための平地林の間伐などを実施しました。

平成30年度、古民家カフェの営業を開始しました。

令和元年度、新たな市のイベントとして、しもつけ燈桜会をスタートしました。

「天平の丘公園再整備基本計画」に位置付けられた整備方針のうち、令和7年度までに交付金を活用して整備する工事等について、詳細設計を実施し、整備後のデザインを示したうえで推進することとしました。

(6)国指定史跡小金井一里塚の保全と、日光街道の面影を伝える歴史遺産としての活用による地域活性化を図ります。

小金井一里塚については、景観維持のため定期的に樹木管理を実施しました。

また、小金井一里塚の除草清掃は、下野市造園建設業協同組合が、平成21年度より愛パークしもつけのボランティア活動として、年6回実施しています。令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響で実施できませんでしたが、令和4年度から再開し実施しています。

Ⅱ. まちづくりを実現するために(実現方策、優先取組)

1. 「都市核」の形成に向けた取組

市役所庁舎周辺の計画的な土地利用

小金井西通り等の都市計画道路の整備、公共公益施設の配置や土地区画整理事業及び民間活力の活用による土地利用誘導を図ります。こうした取組を具体化するため、区域区分の見直しなどによる都市基盤整備を行い、計画的な市街地の形成を目指します。

自治医大駅周辺における都市機能の集約

行政、公共施設、店舗等の生活を支える様々な機能を集約させるとともに、そうした機能によるサービスを受けられる暮らしやすい定住の場づくりを進めます。

市役所庁舎周辺の計画的な市街地形成を目指すにあたって、民間事業者の立地ニーズを把握するとともに、今後の取組の方向性を整理するため、令和3年度において可能性調査を行いました。

調査結果では、自治医大駅周辺への民間事業者の立地ニーズが最も高く、石橋駅・小金井駅においても立地ニーズを確認することができました。しかしながら、市街化区域への編入については、小山栃木都市計画区域全体で人口が減少していること等から、かなりの困難性が伴うことが想定されます。

計画的な土地利用を進めるには、地権者や地域住民等の地元ニーズを十分に踏まえる必要があります。そのため、勉強会を開催する等により地元とのコミュニケーションを図り、地元意向を踏まえた当該地域の方向性の検討を行います。

都市計画道路の小金井西通り(主要地方道鹿沼下野線)は、用地の取得に時間を要している状況です。県の用地取得に対する支援を行っていきます。

笹原交差点から西に入る市道は、自治医科大学附属病院への主要なアクセス道路にもなっているため、朝夕の時間帯は交差点部において渋滞が発生していたが、道路改良事業が完了したことにより、渋滞が緩和されました。

2. JR3 駅周辺におけるコンパクトシティ形成に向けた取組

JR宇都宮線の自治医大駅、石橋駅及び小金井駅の周辺において、都市機能を誘導・集積させることで、人口減少社会を見据えた定住を促進するコンパクトで暮らしやすいまちづくりを進めます。
このため、民間活力を含めた具体的かつ実効性の高い誘導策・支援策を定める「下野市立地適正化計画」による実現を図ります。

3 駅周辺のまちづくりを具体的に進めるにあたって、民間事業者のニーズを把握するとともに、今後の取組の方向性を整理するため、令和3年度において可能性調査を行いました。

可能性調査では、自治医大駅周辺への民間事業者の立地ニーズが最も高く、石橋駅・小金井駅においても立地ニーズを確認することができました。

また、立地適正化計画に基づき、老朽化した公共施設の建替・複合化を含め、以下の施設の整備を図りました。

①石橋駅周辺

- ・石橋総合病院の移転（H29）、同病院アクセス道路整備（H27～R1）
- ・石橋総合病院跡地への老朽施設の建替え・複合化（R2～R4）
- ・石橋庁舎跡地への広場整備（R2～R3）

②自治医大駅周辺

- ・駅前広場及び駅周辺道路のバリアフリー化（R1～R5）
- ・コミュニティ FM スタジオ整備（R1）
- ・複合コンベンション施設等は自治医大駅周辺への誘導施設として設定しているものの、財政面など解決すべき課題があり、施設の具体的な機能について検討されていないことから計画に至っていません。

石橋駅及び小金井駅周辺については、地元とのコミュニケーションを図りつつ、地元のまちづくり機運の醸成を図ります。

自治医大駅周辺については、市役所周辺の地元（市街化調整区域）とのコミュニケーションを図り、都市核の形成と連動した取組を進めます。

複合コンベンション施設等については、施設の在り方や施設に求める機能、立地に適した用地等について、その方向性を継続して検討していきます。

3. 産業誘導エリアの実現に向けた取組

本市の産業振興を促進するため、区域区分の見直しなどによる産業団地の整備や、地区計画、開発行為などによる実現を図ります。

新 4 号国道周辺

広域的なネットワークを活用した産業の拠点を形成します。特に、工業適地としての指定を踏まえた西坪山工業団地及び仁良川地区については、産業系の土地利用誘導を図ります。

北関東自動車道スマート IC 周辺

スマート IC 設置を見据え、その整備効果を市内の産業等の活性化に波及させるため、国道 4 号周辺を含め、産業系の土地利用誘導を図ります。

①開発行為許可事務・地区計画

開発行為事務は、令和 3 年度当初より、県から権限移譲を受けました。また、地区計画による企業立地や開発等に関する相談について適宜対応しました。

まちづくりの主体である市が開発行為許可事務を行うことにより、市のまちづくりの方向性との整合を図りながら、個別・具体的に立地やインフラ整備を誘導することができるようになりました。また、開発行為許可等の事務処理期間が短縮されました。

地区計画による企業立地や開発等については、事業者からの個別・具体的な相談に、その可能性について調査検討したものの、実現した案件はありませんでした。

開発行為許可事務及び地区計画については、市のまちづくりの方向性との整合を図りつつ、社会経済情勢に適応した運用を図ります。

②新 4 号国道周辺

新 4 号国道に近接した西坪山工業団地東地区を新たな産業団地開発地区として、令和元年度に栃木県知事あて産業団地整備に関する要望書を提出しました。

その後、西坪山工業団地東地区が新たな産業団地開発地区として、令和 2 年度に事業採択、事業主体が決定されました。また、法手続きとして令和 2 年度に市街化区域編入の都市計画決定、令和 3 年度に開発許可の承認を得ました。

令和 6 年度の工事完成に向け、令和 4 年度末からは予約分譲募集を開始し、早期の分譲完売を目指していきます。

③北関東自動車道スマート IC 周辺

石橋第一～第三工業団地を下野市特別工業地区として定めています。また、

未利用地となっていた石橋第一工業団地は、新規企業の立地が決定し、創業を開始しました。

スマート IC 周辺の土地利用誘導については、具体的な検討には至っていません。IC 周辺は農業振興地域内の農用地が大部分を占めるため、現況では IC を活かした土地利用への転換は困難です。

しもつけ産業団地の仮分譲完了を前提に、国道 4 号沿道の土地利用を含め、産業系土地利用誘導に向け検討を進めます。